

狭山グリーンハイツ自治会会則

第1章 総 則

(名称と事務所所在地)

第1条 この会は、狭山グリーンハイツ自治会と称し、事務所を狭山グリーンハイツ内に置く。

(目 的)

第2条 この会は、会員の福利厚生と親睦をはかり、より一層の文化的で、健全な生活を営むために、生活の環境改善、向上、発展に寄与することを目的とする。

(活 動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会員の福利厚生と親睦活動
- (2) 生活の環境改善、向上、発展のための活動
- (3) 文化、体育活動
- (4) 関係諸機関との折衝活動
- (5) 他団体との提携協力活動
- (6) 広報活動
- (7) その他この会の目的を達成するための必要な諸活動

第2章 会 員

(会 員)

第4条 この会の会員は、狭山グリーンハイツに居住し、この会に入会した世帯とする。

(会員の加入と脱退)

第5条 この会の加入または脱退は、会長に届出書を提出したことによる。

(会員の権利)

第6条 会員は、次の権利を有する。

- (1) すべての活動に参加する権利
- (2) 利益を公平に享受する権利
- (3) 委員の選挙権と被選挙権
- (4) 全ての記録文書の閲覧と全ての会議の傍聴

(会員の義務)

第7条 会員は次の義務を負う。

- (1) 会則と各機関の決定事項を守る義務
- (2) 活動に参加協力する義務
- (3) 会費を納入する義務
- (4) その他緊急やむを得ない事項

第3章 機 関

(機 関)

第8条 この会に、次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 自治委員会

第1節 総 会

(総 会)

第9条 総会は、この会の最高決議機関であって全会員で構成する。

- 2 定期総会は、毎年4月会長が招集する。
- 3 臨時総会は、次の場合会長が招集する。
 - (1) 会員の3分の1以上の要求があったとき。
 - (2) 自治委員会の決議があったとき。
- 4 前項第1号の場合は、代表者を決定し、臨時総会開催の趣旨及び議案を明示し、会員の署名簿をそえて会長に要求しなければならない。

(総会決定事項)

第10条 次の事項は、総会で決定しなければならない。

- (1) 活動計画の決定および活動報告
- (2) 予算の決定および決算の決議
- (3) 会則の決定および変更ならびに細則の制定および改廃の承認
- (4) 自治委員の承認と解任
- (5) その他重要事項

(総会の成立)

第11条 総会は会員の過半数が出席し、出席会員の過半数をもって議決を決定する。ただし、可否同数の場合は、議長が決定する。

- 2 会員1名について他の会員1名を代理することができる。
- 3 前項の代理行使をする場合は、委任状を必要とする。

(議 長)

第12条 総会の議長は総会出席会員の中から選出する。

第2節 自治委員会

(自治委員会)

第13条 自治委員会は、総会で決定された事項の細目を決定し、これを実施するものとし、自治委員で構成する。

- 2 自治委員会は次の事項を決定する。
 - (1) 各細目の決定および改廃
 - (2) 活動計画の具体化
 - (3) 総会提出議案の決定
- 3 自治委員会は、次の事項を執行する。

- (1) 総会で議決された事項
 - (2) 活動計画および予算案の作成
 - (3) 活動報告書の作成
 - (4) 地方自治体、他団体その他利害関係者との連絡、折衝
 - (5) 専門部の設置および活動
 - (6) その他必要事項
- (自治委員会の招集その他)

第14条 自治委員会は、原則として月1回のほか、自治委員が必要と認めたときに会長が招集する。

2 自治委員会は、自治委員の過半数が出席し、出席自治委員の過半数をもって議事を決定する。可否同数の場合は、会長が決定する。

(自治役員および自治委員)

第15条 この会は、次の自治役員および自治委員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 会 計 長 1名
- (4) 専 門 部長 若干名
- (5) 専 門 部員 若干名
- (6) 会計監査員 2名

(自治役員および自治委員の任務)

第16条 自治役員および自治委員の任務は、次のとおりとする。

- (ア) 会長は、自治委員会を代表し会務を総括する。
- (イ) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは代理する。
- (ウ) 会計長はこの会に関する一切の財務をつかさどる。
- (エ) 専門部長は、担当専門部の業務をつかさどる。
- (オ) 専門部員は、担当専門部の調査・研究・立案をする。
- (カ) 会計監査員は、会計業務を監査する。

(自治役員および自治委員の任期)

第17条 自治会長の任期は2年、その他自治役員および自治委員の任期は、1年とし、次の定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員のため補選によって就任した者の任期は、前任者の残り期間とする。

(自治委員会の専門部門)

第18条 自治委員会の専門部門として各階段に1名の階段委員を置く。

2 階段委員は、各階段の世帯が順番を定め1年間これにあたる。

3 階段委員は、その属する世帯に対して広報伝達および会費の徴収をつかさどる。

4 階段委員は、4月、10月の各月末に6ヵ月分の会費をその属する各世帯から徴収し、会計長に納入するものとする。

(自治委員および階段委員の報酬)

第18条の2 自治委員および階段委員に、次の報酬を支給する。

(1) 自治委員（会長、副会長および会計長を除く）に対し、1会計年度10,000円

(2) 階段委員に対し、1会計年度2,000円

2 任期途中で辞任または退任した者および任期途中で就任した者の報酬は、前項の報酬額をその期間に応じて計算した額を支給する。

第4章 会 計

(会計年度)

第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経 費)

第20条 この会の経費は、会費、事業収入および寄付金をもってあてる。

2 会費は、月額250円とする。ただし、緊急に必要があるときは、自治委員会の決議により、臨時に徴収することができる。

3 徴収した会費は、いかなる理由があっても返還しない。

附 則

(附 則)

1 この会則は、昭和50年9月17日の自治会結成大会の承認により、効力が発生する。

2 昭和50年度の会費は、9月上旬に2月分、11月中に2月分、昭和51年1月末に3月分を徴収する。

(附 則) (第1次改正)

1 この改正会則は昭和51年4月1日から実施する。(第15条の(2)の改正、第18条の2の追加)

(附 則) (第2次改正・全面改正)

この改正会則は、昭和59年4月8日から実施する。

(附 則)

この会則は、平成7年4月1日から施行する。(一部改正第20条)

(附 則)

この会則は平成10年4月1日から施行する。(一部改正第18条)

(附則)

この会則は平成17年4月3日から施行する。(一部改正第17条)